



名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

「売上減がひどい」「支払ができない」 ＜事業復活支援金＞が対象になれば申請しましょう 事業復活支援金の対象になる？

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者とされていますが、ほぼすべての業者が何らかの影響を受けています。もうひとつの条件が下記に当てはまるかどうかです。2018年～2021年の3年分の申告書、2022年の1月以降の売上を並べて検討してみましょう。

①2018年11月～2019年3月②2019年11月～2020年3月③2020年11月～2021年3月のいずれかの基準月の
月売上が④2021年11月～2022年3月の同じ月（対象月）と比べ30%以上または50%以上減少していること
⇒50%以上減少～個人50万円、法人100万円・30%以上減少～個人30万円、法人60万円（各限度額）

*法人は年間売上1億円以下は同上。1億円以上5億円以下で最高150万円です。

＜白色申告の場合＞

年収の平均額と比べます。例えば、2022年1月を対象月、2019年1月を基準月とした場合、2019年の年間収入を12で割った平均額と、2022年1月売上を比較します。たとえば2019年の年間収入が240万で、平均額20万、2022年対象月の売上が14万以下ならば対象となります。対象月の売上が8万または14万として支給額を試算すると以下のようになります。

*計算式 $240万 \div 12 \times 5 - 8万 \times 5 = 60万 \cdots 50万$ （限度額）
 $240万 \div 12 \times 5 - 14万 \times 5 = 30万 \cdots 30万$ （限度額）

＜青色申告の場合＞

上記①～③のいずれかの基準月の売上と比較して④の対象月（基準月と同じ）の売上が30%以上または50%以上減少していること。

2022年1月を対象月、2020年1月を基準月とし、たとえば基準月50万、対象月20万であればOK。対象月30万の場合減少率40%となり、下記のような支給額となります。

*計算式 $50万 \times 5 - 20万 \times 5 = 150万 \cdots 50万$ （限度額）
 $50万 \times 5 - 30万 \times 5 = 100万 \cdots 30万$ （限度額）

- ・事業復活支援金の申請はすべてパソコンでの電子申請です
- ・申請前に登録機関（商工会議所、銀行、税理士、行政書士など）の「事前確認」を受けることが必要です
- ・「事前確認」を受ける前に、事業復活支援金ホームページから仮登録をしなければなりません。
- ・民商では、事前確認、申請のサポートをしています。事前確認では、民商会員の行政書士に協力をしていただいています。（有料）次回予定 4月5日（火）午後2時より（予約が必要です）
- ・名古屋市内中小企業振興センター5階でも受けつけていますので、電話で予約してください。（電話052-735-0808）
- ・事前確認と申請に必要な書類は別紙を御覧ください。（一時支援金や月次支援金を受給した方は事前確認不要）



前回の事前確認のようす

すべての会員に知らせよう

3月18日（金）午後7時から、定例の山田支部役員会を開き5人が参加。

11日に行われた「重税反対統一行動」について、「西区としては野外での集会は初めてだったが、暖かい日で良かった」「ロシアのウクライナ侵攻に反対するプラカードもあって平和のアピールができた」「東日本大震災の犠牲者への黙とうができた」「集団申告では、受付する税務署員の人数が減ったのと、納付書の有無をいちいち尋ねていたため、時間がかかった」など感想を出し合いました。その後、今後の取り組みとして「事業復活支援金」について話し合いました。加納さんから「役員は情報が分かるし、民商ニュースにも乗っているが、商工新聞が郵送の人にはどうやって伝えるのか？」と問題提起。会員訪問や、資料の郵送など検討することに。前田さんからは「民商の活動をすすめるには、支部役員会がとても重要だと思う。この間、休まず役員会を開いてきたが、これからも継続していきましょう」と発言があり、次回の日程を決めて終了しました。